

中小企業販路開拓等支援事業費補助金評価会議設置要綱

(設置)

第1条 中小企業販路開拓等支援事業費補助金交付要綱第7条及び中小企業販路開拓等支援事業費補助金交付要綱実施要領第5条の2に基づき、当該補助事業の採択を行うにあたり、有識者による評価を行うため、中小企業販路開拓等支援事業費補助金評価会議（以下、「評価会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業販路開拓等支援事業費補助金の交付に関する評価事項
- (2) その他特に評価を要すると認められる事項

(評価員)

第3条 評価会議は、第2条の事務を実施するために、中立・公平の立場で客観的に評価を行うことができる次の職にあたるもの（以下「評価員」という。）をもって構成する。

- (1) 岐阜県商工会連合会事務局長
- (2) 岐阜県中小企業団体中央会事務局長
- (3) 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター経営支援部長

(会議)

第4条 評価会議は、必要に応じて岐阜県商工労働部地域産業課長が招集する。

- 2 評価会議は、評価員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 評価会議は、必要と認められるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。

(会議、議事録の公開)

第5条 評価会議及び議事録は非公開とする。ただし、評価結果については、評価員に諮ったうえで当事者または第三者の権利、利益や公共の利益を侵害しない内容に限り公開できるものとする。

(秘密を守る義務)

第6条 評価員は、評価を通じて知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 評価会議の事務局は、岐阜県商工労働部地域産業課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この評価会議の設置に関し、必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

この要領は、平成30年5月25日から施行する。